

# 「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」に係るパブリックコメントの実施結果等について

平成21年7月30日  
福祉保健課

## 1 パブリックコメントの募集等

「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」について、以下のとおり、その素案について県民から意見を募集しました。

- (1) 募集期間：平成21年5月1日（金）から5月29日（金）
- (2) 周知方法：福祉保健課ホームページ、新聞広告、県政だより、報道機関への資料提供、関係団体への通知
- (3) 受付件数：47件（メール21件、意見箱10件、ファクシミリ7件、口頭4件、電話4件、郵送1件）
- (4) 延意見数：71件

## 2 主な意見の概要と対応方針

### (1) 制度の名称等について

項目	意見の概要	対応方針
制度の名称	「思いやり」という名称はよくない。 (理由) ・差別的感覚がある。 ・恩恵を与えるように聞こえる。 ・障害者自立の声が数多く聞かれる昨今においては、弱者といわれることに抵抗感をおぼえる。	案を再考し、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会等でご意見を伺い、決定する。 (案) ・思いやり駐車場利用証制度 ・助けあい駐車場利用証制度 ・ゆずりあい駐車場利用証制度 ・サポート・カーポート駐車場制度 ・優先駐車場制度
制度の実効性	条例を制定し、罰則を設けてほしい。	制度開始時に条例を制定し、罰則を設けることは考えていない。 まずは、要綱で制度を創設し、一定期間経過後に検証を行う。

### (2) 交付について

項目	意見の概要	対応方針
交付対象者の基準	(高齢者やけが人、妊産婦も対象者とするとは)逆に身体障害者から駐車場を取り上げてしまうことになるのではないか。やはり、車いす利用者を第一に優先することを忘れないで欲しい。	今回の制度案では、車いす利用者も含め、高齢者やけが人、妊産婦等で歩行が困難な方を交付対象としており、従来の幅3.5m以上の専用駐車スペースに加えて、幅2.5m以上～3.5m未満の駐車スペースも対象とすることにしている。幅3.5m以上のスペースを必要とする方にとっても利用しやすいよう、施設設置者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努める。
	身体障害者以外に高齢者や妊産婦が利用できる制度はすばらしい。	
	障害者手帳は持っていないが、対象としてほしい。	
交付窓口	けが等で一時的に歩行困難な方について医療機関等で利用証を交付するようにはできないか。	関係機関のご意見を伺い、協力が得られる施設においては、短期間の利用についてのみ交付できることとする。

(3) 駐車スペースについて

項目	意見の概要	対応方針
駐車スペース	車いす利用者(幅 3.5m以上の駐車場が必要な方)だけの専用駐車スペースの設置をしてほしい。	今回の制度案では、車いす利用者も含め、高齢者やけが人、妊産婦等で歩行が困難な方を交付対象としており、従来の幅 3.5m 以上の専用駐車スペースに加えて、幅 2.5m 以上～3.5m 未満の駐車スペースも対象とすることにしている。幅 3.5m 以上のスペースを必要とする方にとっても利用しやすいよう、施設設置者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努める。
駐車スペースの塗装	車いす利用者(幅 3.5m以上の駐車場が必要な方)用の駐車スペースと、その他の利用者用の駐車スペースとを、塗り分けてほしい。	県庁における幅 3.5m 以上の駐車スペースの色塗りについて、現在関係者のご意見をお聞きしながら検討しているところであり、その結果を踏まえ対応する。
駐車スペースの設置費用	制度専用の駐車場設置費用を県でみてほしい。	この制度は、すでに整備されている駐車場の適正利用を図ることを目的としており、新たな補助金を創設することは考えていない。  なお、民間施設のバリアフリー化を支援するため、「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」制度を設けており、身体障害者等用駐車場から玄関までの経路(スロープ)整備等について助成するなど、活用できる部分もあるので、併せて制度の周知を図る。

(4) 利用証について

項目	意見の概要	対応方針
利用証の種類	車いす利用者(幅 3.5m以上の駐車場が必要な方)用と、その他の利用者用と、利用証の色分けをしてほしい。	幅 3.5m 以上の駐車場が必要なかとその他の利用者用で利用証の色分けをすることは現時点では考えていないが、状況をみながら今後検討する。
利用証の貸し出し	利用証を忘れたかたのために施設で利用証を貸し出しするようにはできないか。	貸し出し希望の申し出があった場合には、当該施設において専用利用証の貸し出しを可能とする。

3 今後のスケジュール(予定)

平成21年7月	市町村等へ交付窓口の協力依頼
平成21年8月上旬	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会開催、意見聴取
平成21年8月	制度最終決定
平成21年8月～	施設への協力依頼、協定締結
平成21年10月	制度開始